

令和 7 年第 1 回国東市議会定例会 追加提出議案

|              |  |     |
|--------------|--|-----|
| 議案<br>第 43 号 | 国東市附属機関設置条例の一部改正について   | P 1 |
| 議案<br>第 44 号 | 国東市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について | P 2 |
| 議案<br>第 45 号 | 国東市学校給食費条例の一部改正について  | P 3 |
| 議案<br>第 46 号 | 財産の無償譲渡について  | P 4 |
| 諮問<br>第 2 号  | 下水道使用料の算定に対する審査請求について  | P 5 |

|    |     |
|----|-----|
| 議案 | 4 件 |
| 諮問 | 1 件 |
| 計  | 5 件 |

議案第 43 号

国東市附属機関設置条例の一部改正について

国東市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市附属機関設置条例の一部を改正する条例

国東市附属機関設置条例（平成 19 年国東市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「国東市心身障害児就学指導委員会」を「国東市教育支援委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 従来の就学指導に加えて早期からの教育相談・支援や就学先決定、更に就学後の一貫した支援についても助言を行うという観点から就学指導委員会の名称を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 44 号

国東市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

国東市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

国東市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年国東市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第154条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第8項各号列記以外の部分並びに第1号及び第2号並びに第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号) の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 45 号

国東市学校給食費条例の一部改正について

国東市学校給食費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市学校給食費条例の一部を改正する条例

国東市学校給食費条例(令和 2 年国東市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童、生徒又は幼児の保護者等(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助を受けている保護者を除く。)から徴収する学校給食費については、徴収しない。

第 7 条第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

提案理由 国東市が提供する学校給食の無償化に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 46 号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

国東市長 松 井 督 治

#### 1 財産の表示

##### 建物

名 称 国東市消防署姫島出張所 消防庁舎  
所 在 地 東国東郡姫島村 1629 番地の 1  
構 造 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建て  
延べ床面積 145.0 平方メートル

#### 2 無償譲渡の相手方

住 所 東国東郡姫島村 1630 番地の 1  
団体名 姫島村  
代表者 姫島村長 大海 靖治

#### 3 譲渡の時期 令和 7 年 3 月 31 日までに譲渡する。

#### 4 譲渡の理由

姫島村が新庁舎を建設し、国東市へ無償貸付を行うため、旧庁舎を姫島村に無償譲渡するもの。

## 諮詢第 2 号

### 下水道使用料の算定に対する審査請求について

下水道使用料の算定に対する審査請求について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 229 条第 2 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

国東市長　松井督治

#### 1 審査請求人

#### 2 審査請求の年月日

令和 6 年 3 月 9 日

#### 3 審査請求の趣旨

令和 6 年 1 月分の下水道使用料について、算出方法の見直しを求める。

#### 4 審査請求の理由の要旨

審査請求人の所有するマンションに設置していた受水槽のボールタップの不具合により漏水が起り、漏水の影響は令和 6 年 1 月分と 2 月分の 2 か月間に及んでいる。

2 月分については使用料の減免を受けたが、1 月分の下水道使用料については漏水した水が下水道に流れ込んでいないことを担当職員が確認しているにもかかわらず、規定に基づき上水道の使用料をもとに算出している。

溢れた水が下水道に流れ込んでおらず、下水道の利用量が増加していないことは明白であるため、実態に即して前年 1 月分の下水道使用料を基準として使用料を算出するべきである。

#### 5 裁決についての審査庁の見解

審理員意見書のとおり、本件の請求は棄却することが相当である。

提案理由　使用料の徴収に関する処分についての審査請求があつたため、地方自治法第 229 条第 2 項の規定により議会の意見を求める。